

○文部科学省令第七号

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十二号）及び文化財保護法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

文部科学大臣 柴山 昌彦

省令
国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則等の一部を改正する

（国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則の一部改正）

第一条 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「左に」を「次に」に改め、同条第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同条第六号中

「の職業」を「が個人である場合にあつては、その職業」に改める。

第二条中「左に」を「次に」に改め、同条第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

第四条中「左に」を「次に」に改め、同条第五号及び第六号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同条第七号中「の職業」を「が個人である場合にあつては、その職業」に改める。

第六条の見出し中「き損」を「毀損」に改め、同条第一項中「き損し」を「毀損し」に改め、同項第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同項第七号から第十一号までの規定中「き損」を「毀損」に改め、同条第二項中「き損」を「毀損」に改める。

第七条第一項第四号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則の一部改正）

第二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同条第六号中「の職業」を「が個人である場合にあつては、その職業」に、「年令」を「年齢」に改める。

第二条第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

第四条第五号及び第六号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同条第七号中「の職業」を「が個人である場合にあつては、その職業」に改める。

第六条の見出し中「き損」を「毀損」に改め、同条第一項中「き損し」を「毀損し」に改め、同項第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同項第七号から第十二号までの規定中「き損」を「毀損」に改め、同条第二項中「き損」を「毀損」に、「キャビネ型写真」を「キャビネ型写真」に改める。

（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則の一部改正）

第三条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号」を「第百八十四条の二第一項（法第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。）」に、「市の教育委員会が」を「市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（第六

条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあつては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。）が」に、「市の教育委員会」を「市町村の教育委員会」に改め、同項第七号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同項第十一号中「き損」を「毀損」に改める。

第三条第一項中「令第五条第四項第一号」を「第百八十四条の二第一項」に、「市の」を「市町村の」に改める。

第六条第一項中「令」を「文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。次条において「令」という。）」に改め、同項第四号中「教育委員会」を「都道府県又は市町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県又は市町村）」に改める。

第七条の見出し中「市の」を「市町村の」に改め、同条中「第五条第七項」の下に「（令第六条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第一号及び第二号中「第五条第四項各号」の下に「又は令第六条第二項各号」を加え、「市の」を「市町村の」に改める。

（身分証明証票規則の一部改正）

第四条 身分証明証票規則（昭和二十七年文化財保護委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「通り」を「とおり」に改める。

別表第一から別表第十二までを次のように改める。

表

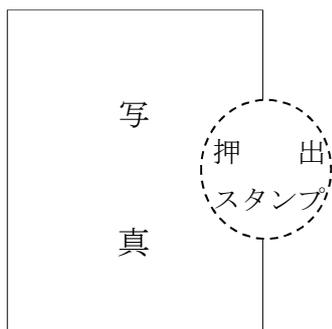
第 号

文化財保護法第 39 条第 2 項の規定による証票

年 月 日発行

文化庁長官 印

文化財保護法第 38 条第 1 項の規定による国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の
施行及び当該国宝の管理の責めに任ずべき文化庁の職員



官職氏名

年 月 日生

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）抄

第 38 条 文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合には、国宝につき自ら修理を行い、又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

- 一 所有者、管理責任者又は管理団体が前 2 条の規定による命令に従わないとき。
- 二 国宝がき損している場合又は滅失し、き損し、若しくは盗み取られる虞がある場合において、所有者、管理責任者又は管理団体に修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

第 39 条 文化庁長官は、前条第 1 項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 前条第 1 項の規定による修理又は措置の施行には、第 32 条の 2 第 5 項の規定を準用する。

第 198 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 39 条第 3 項（第 186 条第 2 項において準用する場合を含む。）において準用する第 32 条の 2 第 5 項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格 B6 とすること。

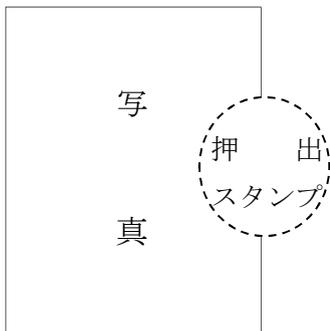
第 号

文化財保護法第47条第3項において準用する同法第39条第2項の規定による証票

年 月 日発行

文化庁長官 印

文化財保護法第47条第1項又は第2項の規定による委託に基づく重要文化財の管理又は修理の施行及び当該重要文化財の管理の責めに任ずべき文化庁の職員



官職氏名

年 月 日生

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）抄

第 47 条 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託することができる。

2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託するように勧告することができる。

3 前 2 項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第 39 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。

第 39 条 文化庁長官は、前条第 1 項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格 B6 とすること。

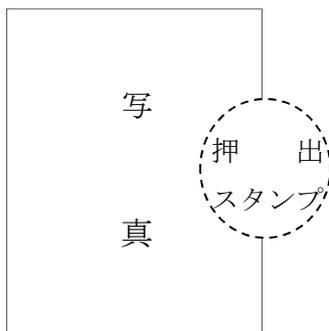
第 号

文化財保護法第83条において準用する同法第47条第3項において準用する同法第39条第2項の規定による証票

年 月 日発行

文化庁長官 印

文化財保護法第83条において準用する同法第47条第1項又は第2項の規定による委託に基づく重要有形民俗文化財の管理又は修理の施行及び当該重要有形民俗文化財の管理の責めに任ずべき文化庁の職員



官職氏名

年 月 日生

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）抄

第 83 条 重要有形民俗文化財の保護には、第 34 条の 2 から第 36 条まで、第 37 条第 2 項から第 4 項まで、第 42 条、第 46 条及び第 47 条の規定を準用する。

第 47 条 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託することができる。

2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託するように勧告することができる。

3 前 2 項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第 39 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。

第 39 条 文化庁長官は、前条第 1 項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格 B6 とすること。

別表第4

表

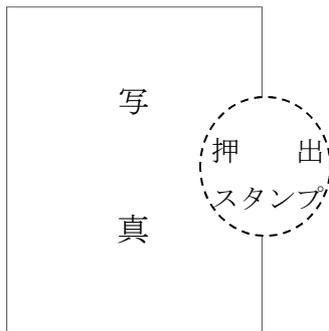
第 号

文化財保護法第118条において準用する同法第47条第3項において準用する同法第39条第2項の規定による証票

年 月 日発行

文化庁長官 印

文化財保護法第118条において準用する同法第47条第1項又は第2項の規定による委託に基づく史跡名勝天然記念物の復旧の施行及び当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき文化庁の職員



官職氏名

年 月 日生

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）抄

第 118 条 管理団体が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項及び第 33 条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第 35 条及び第 47 条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第 56 条第 3 項の規定を準用する。

第 47 条 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託することができる。

2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託するように勧告することができる。

3 前 2 項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第 39 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。

第 39 条 文化庁長官は、前条第 1 項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格 B6 とすること。

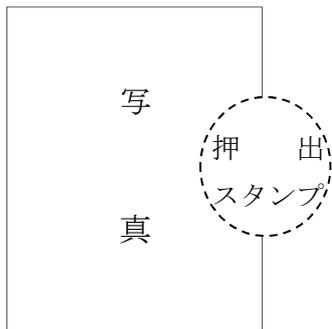
第 号

文化財保護法第120条において準用する同法第47条第3項において準用する同法第39条第2項の規定による証票

年 月 日発行

文化庁長官 印

文化財保護法第120条において準用する同法第47条第1項又は第2項の規定による委託に基づく史跡名勝天然記念物の管理又は復旧の施行及び当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき文化庁の職員



官職氏名

年 月 日生

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）抄

第 120 条 所有者が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項、第 32 条、第 33 条並びに第 115 条第 1 項及び第 2 項（同条第 2 項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第 35 条及び第 47 条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第 56 条第 1 項の規定を、管理責任者が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項、第 32 条第 3 項、第 33 条、第 47 条第 4 項及び第 115 条第 2 項の規定を準用する。

第 47 条 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託することができる。

2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託するように勧告することができる。

3 前 2 項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第 39 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。

第 39 条 文化庁長官は、前条第 1 項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格 B6 とすること。

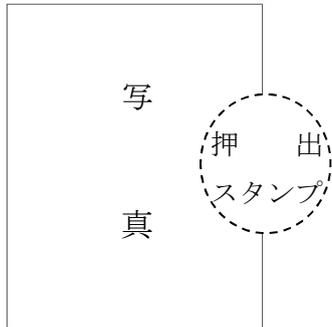
第 号

文化財保護法第98条第3項において準用する同法第39条第2項の規定による証票

年 月 日発行

文化庁長官 印

文化財保護法第98条第1項の規定による発掘の施行及び当該発掘に係る土地の管理の責めに任ずべき文化庁の職員



官職氏名

年 月 日生

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）抄

第 98 条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

3 第 1 項の場合には、第 39 条（同条第 3 項において準用する第 32 条の 2 第 5 項の規定を含む。）及び第 41 条の規定を準用する。

第 39 条 文化庁長官は、前条第 1 項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 前条第 1 項の規定による修理又は措置の施行には、第 32 条の 2 第 5 項の規定を準用する。

第 198 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

二 第 98 条第 3 項（第 186 条第 2 項において準用する場合を含む。）において準用する第 39 条第 3 項において準用する第 32 条の 2 第 5 項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格 B6 とすること。

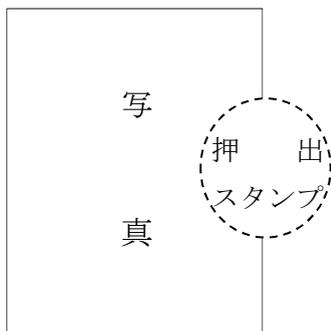
第 号

文化財保護法第123条第2項において準用する同法第39条第2項の規定による証票

年 月 日発行

文化庁長官 印

文化財保護法第123条第1項の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行及び当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき文化庁の職員



官職氏名

年 月 日生

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）抄

第 123 条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

- 一 管理団体、所有者又は管理責任者が前 2 条の規定による命令に従わないとき。
- 二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2 前項の場合には、第 38 条第 2 項及び第 39 条から第 41 条までの規定を準用する。

第 39 条 文化庁長官は、前条第 1 項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 前条第 1 項の規定による修理又は措置の施行には、第 32 条の 2 第 5 項の規定を準用する。

第 198 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- 三 第 123 条第 2 項（第 186 条第 2 項において準用する場合を含む。）において準用する第 39 条第 3 項において準用する第 32 条の 2 第 5 項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格 B6 とすること。

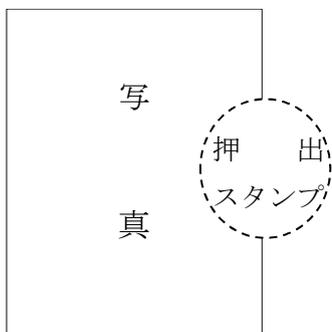
第 号

文化財保護法第 186 条第 1 項の規定による委託に基づき都道府県の教育委員会が同法第 38 条第 1 項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合に同法第 186 条第 2 項において準用する同法第 39 条第 2 項の規定による証票

年 月 日発行

都道府県教育委員会 印

文化財保護法第 186 条第 1 項の規定による委託に基づく同法第 38 条第 1 項の規定による国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行及び当該国宝の管理の責めに任ずべき者



公職氏名

年 月 日生

記載上の注意 当該都道府県が文化財保護法第 53 条の 8 第 1 項に規定する特定地方公共団体である場合にあっては、「都道府県の教育委員会」及び「都道府県教育委員会」とあるのは「都道府県の知事」とすること。

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）抄

第 186 条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第 38 条第 1 項又は第 170 条の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第 98 条第 1 項の規定による発掘の施行及び第 123 条第 1 項又は第 170 条の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。

2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第 38 条第 1 項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第 39 条の規定を、第 98 条第 1 項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第 3 項で準用する第 39 条の規定を、第 123 条第 1 項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第 2 項で準用する第 39 条の規定を準用する。

第 38 条 文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合においては、国宝につき自ら修理を行い、又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 所有者、管理責任者又は管理団体が前 2 条の規定による命令に従わないとき。

二 国宝がき損している場合又は滅失し、き損し、若しくは盗み取られる虞がある場合において、所有者、管理責任者又は管理団体に修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

第 39 条 文化庁長官は、前条第 1 項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 前条第 1 項の規定による修理又は措置の施行には、第 32 条の 2 第 5 項の規定を準用する。

第 198 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

一 第 39 条第 3 項（第 186 条第 2 項において準用する場合を含む。）において準用する第 32 条の 2 第 5 項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格 B6 とすること。

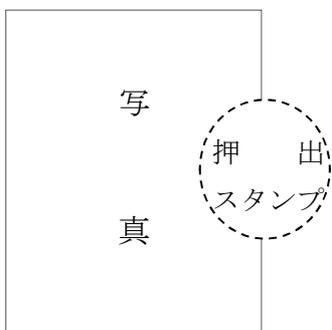
第 号

文化財保護法第186条第1項の規定による委託に基づき都道府県の教育委員会が同法第98条第1項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合に同法第186条第2項において準用する同法第39条第2項の規定による証票

年 月 日発行

都道府県教育委員会 印

文化財保護法第186条第1項の規定による委託に基づく同法第98条第1項の規定による発掘の施行及び当該発掘に係る土地の管理の責めに任ずべき者



公職氏名

年 月 日生

記載上の注意 当該都道府県が文化財保護法第53条の8第1項に規定する特定地方公共団体である場合にあっては、「都道府県の教育委員会」及び「都道府県教育委員会」とあるのは「都道府県の知事」とすること。

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）抄

第 186 条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第 38 条第 1 項又は第 170 条の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第 98 条第 1 項の規定による発掘の施行及び第 123 条第 1 項又は第 170 条の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。

2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第 38 条第 1 項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第 39 条の規定を、第 98 条第 1 項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第 3 項で準用する第 39 条の規定を、第 123 条第 1 項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第 2 項で準用する第 39 条の規定を準用する。

第 98 条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

3 第 1 項の場合には、第 39 条（同条第 3 項において準用する第 32 条の 2 第 5 項の規定を含む。）及び第 41 条の規定を準用する。

第 39 条 文化庁長官は、前条第 1 項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 前条第 1 項の規定による修理又は措置の施行には、第 32 条の 2 第 5 項の規定を準用する。

第 198 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

二 第 98 条第 3 項（第 186 条第 2 項において準用する場合を含む。）において準用する第 39 条第 3 項において準用する第 32 条の 2 第 5 項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格 B6 とすること。

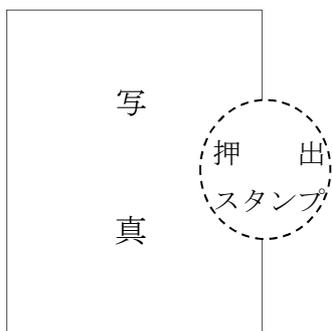
第 号

文化財保護法第 186 条第 1 項の規定による委託に基づき都道府県の教育委員会が同法第 123 条第 1 項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合に同法第 186 条第 2 項において準用する同法第 39 条第 2 項の規定による証票

年 月 日発行

都道府県教育委員会 印

文化財保護法第 186 条第 1 項の規定による委託に基づく同法第 123 条第 1 項の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行及び当該特別史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者



公職氏名

年 月 日生

記載上の注意 当該都道府県が文化財保護法第 53 条の 8 第 1 項に規定する特定地方公共団体である場合にあっては、「都道府県の教育委員会」及び「都道府県教育委員会」とあるのは「都道府県の知事」とすること。

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）抄

第 186 条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第 38 条第 1 項又は第 170 条の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第 98 条第 1 項の規定による発掘の施行及び第 123 条第 1 項又は第 170 条の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。

2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第 38 条第 1 項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第 39 条の規定を、第 98 条第 1 項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第 3 項で準用する第 39 条の規定を、第 123 条第 1 項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第 2 項で準用する第 39 条の規定を準用する。

第 123 条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前 2 条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2 前項の場合には、第 38 条第 2 項及び第 39 条から第 41 条までの規定を準用する。

第 39 条 文化庁長官は、前条第 1 項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 前条第 1 項の規定による修理又は措置の施行には、第 32 条の 2 第 5 項の規定を準用する。

第 198 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

三 第 123 条第 2 項（第 186 条第 2 項において準用する場合を含む。）において準用する第 39 条第 3 項において準用する第 32 条の 2 第 5 項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格 B6 とすること。

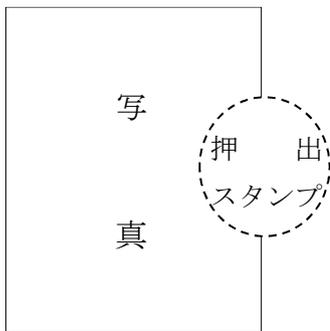
第 号

文化財保護法第 55 条第 2 項の規定による証票

年 月 日発行

文化庁長官（都道府県又は市町村の教育委員会） 印

文化財保護法第 55 条第 1 項の規定による実地調査に当たる者



所属氏名

年 月 日生

記載上の注意 当該都道府県又は市町村が文化財保護法第 53 条の 8 第 1 項に規定する特定地方公共団体である場合にあつては、「都道府県又は市町村の教育委員会」とあるのは「都道府県の知事又は市町村の長」とすること。

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）抄

第 55 条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお重要文化財に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する場所に立ち入つてその現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。

- 一 重要文化財に関し現状変更又は保存に影響を及ぼす行為につき許可の申請があつたとき。
- 二 重要文化財が毀損しているとき又はその現状若しくは所在の場所につき変更があつたとき。
- 三 重要文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
- 四 特別の事情により改めて国宝又は重要文化財としての価値を鑑査する必要があるとき。

2 前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当る者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

第 202 条 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の過料に処する。

- 五 第 53 条の 6（第 85 条の 4（第 174 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。）及び第 174 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。）、第 54 条（第 86 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 55 条、第 67 条の 5（第 90 条の 4 及び第 133 条の 4 において準用する場合を含む。）、第 68 条（第 90 条第 3 項及び第 133 条において準用する場合を含む。）、第 76 条の 4（第 89 条の 3 において準用する場合を含む。）、第 129 条の 5（第 174 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。）、第 130 条（第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 131 条又は第 140 条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）抄

第 5 条

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第 1 号及び第 3 号に掲げるものにあつては第 1 号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第 2 号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。）が行うこととする。

- 三 法第 54 条（第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 55 条の規定による調査（第 1 号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第 43 条第 1 項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

第 6 条 法第 184 条の 2 第 1 項の規定により認定市町村（法第 183 条の 3 第 5 項の認定を受けた市町村をいい、指定都市等であるものを除く。以下この条及び第 8 条において同じ。）の教育委員会（当該認定市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該認定市町村の長。以下この条において同じ。）が行うこととすることができる事務は、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

- 一 前条第 3 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事務（同項第 1 号イ及びロに掲げる現状変更等が当該認定市町村の区域内において行われる場合に限る。）

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格 B6 とすること。

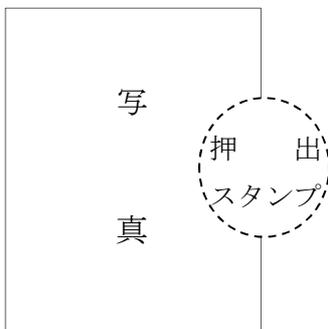
第 号

文化財保護法第 131 条第 3 項において準用する同法第 55 条第 2 項の規定による証票

年 月 日発行

文化庁長官（都道府県又は市町村の教育委員会） 印

文化財保護法第 131 条第 1 項の規定による実地調査及び調査のため必要な措置の施行に当たる者



所属氏名

年 月 日生

記載上の注意 当該都道府県又は市町村が文化財保護法第 53 条の 8 第 1 項に規定する特定地方公共団体である場合にあつては、「都道府県又は市町村の教育委員会」とあるのは「都道府県の知事又は市町村の長」とすること。

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）抄

第 131 条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
- 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
- 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
- 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

3 第 1 項の規定により立ち入り、調査する場合には、第 55 条第 2 項の規定を、前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

第 55 条

2 前項の規定により立ち入り、調査する場合には、当該調査に当る者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

第 202 条 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の過料に処する。

- 五 第 53 条の 6（第 85 条の 4（第 174 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。）及び第 174 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。）、第 54 条（第 86 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 55 条、第 67 条の 5（第 90 条の 4 及び第 133 条の 4 において準用する場合を含む。）、第 68 条（第 90 条第 3 項及び第 133 条において準用する場合を含む。）、第 76 条の 4（第 89 条の 3 において準用する場合を含む。）、第 129 条の 5（第 174 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。）、第 130 条（第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 131 条又は第 140 条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）抄

第 5 条

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第 1 号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第 115 条第 1 項に規定する管理団体（以下この条及び次条第 2 項第 1 号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第 2 項第 1 号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第 1 号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。）が行うこととする。

二 法第 130 条（法第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 131 条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第 125 条第 1 項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

第 6 条

2 法第 184 条の 2 第 1 項の規定により認定市町村である町村の教育委員会（当該町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該町村の長。以下この項において同じ。）が行うこととすることができる事務は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

二 法第 130 条（法第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 131 条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからハまでに掲げる現状変更等に係る法第 125 条第 1 項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格 B6 とすること。

(国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則の一部改正)

第五条 国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則(昭和二十九年文化財保護委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。)第五条第三項第一号」を「第百八十四条の二第一項(法第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第七条第一項において同じ。)」に、「指定都市等(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。)の教育委員会」を「市(特別区を含む。以下この条及び第七条第一項において同じ。)町村の教育委員会(当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第七条第一項において同じ。)」に、「指定都市等の」を「市町村の」に改め、同条第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

第七条第一項中「令第五条第三項第一号」を「第百八十四条の二第一項」に、「指定都市等の」を「市

町村の」に改める。

(国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則の一部改正)

第六条 国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則(昭和二十九年文化財保護委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

(埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則の一部改正)

第七条 埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則(昭和二十九年文化財保護委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「を都道府県の教育委員会」の下に「(当該都道府県が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体(以下この項において単に「特定地方公共団体」という。)である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下この項において同じ。)」を、「」の教育委員会」の下に「(当該都道府県又は指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事又は指定都市の長。以下この項において同じ。)」を加える。

(史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則の一部改正)

第八条 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「教育委員会の名称」を「教育委員会(当該都道府県又は指定都市が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県又は指定都市)の名称」の名称に改める。

(特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則等の一部改正)

第九条 次に掲げる省令の規定中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

一 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則(昭和二十九年文化財保護委員会規則第九号)第一条第一項第七号

二 国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する技術的指導に関する規則(昭和五十年文部省令第二十九号)第一条第一項第五号及び第三条第一項第五号

三 重要有形民俗文化財の現状変更等及び公開の届出等に関する規則(昭和五十年文部省令第三十号)第

一条第一項第五号

(文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞、意見の聴取及び審査請求規則の一部改正)

第十条 文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞、意見の聴取及び審査請求規則(昭和二十九年文化財保護委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第三条第一項」を「第四条第一項」に改める。

第四条中「第二条第二項」を「第三条第二項の規定」に改める。

(文化財の保護のための条例の制定等の場合の報告に関する規則の一部改正)

第十一条 文化財の保護のための条例の制定等の場合の報告に関する規則(昭和二十九年文化財保護委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「教育委員会」を「地方公共団体の教育委員会(当該地方公共団体が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体の長。以下同じ。)」に改める。

第二条第一項中「ときは、」の下に「地方公共団体の」を加え、「左に」を「次に」に改め、同項第九

号中「むな札」を「棟札」に改め、同条第二項中「ときは、」の下に「地方公共団体の」を加え、「左に」を「次に」に改め、同項第十一号中「めい文」を「銘文」に改め、同条第三項中「ときは、」の下に「地方公共団体の」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第三条及び第五条中「ときは、」の下に「地方公共団体の」を加える。

第六条第一項中「ときは、」の下に「地方公共団体の」を加え、「左に」を「次に」に改め、同条第二項中「ときは、」の下に「地方公共団体の」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第七条中「ときは、」の下に「地方公共団体の」を加える。

(銃砲刀剣類登録規則の一部改正)

第十二条 銃砲刀剣類登録規則(昭和三十三年文化財保護委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「教育委員会」の下に「(当該都道府県が文化財保護法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体(以下単に「特定地方公共団体」という。)である場合にあつては、当該都道府県の知事。第二号様式及び第二号の二様式を除き、以下同じ。)」を加える。

第一号様式を次のように改める。

第二号様式（一面）の記載上の注意一中「教育委員会」を「都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合を含む。第二号の二様式において同じ。）」に改める。

第二号の二様式（表）の記載上の注意一中「行った」の下に「都道府県の」を加える。

第三号様式から第七号様式までを次のように改める。

第三号様式（第七条関係）登録証

（表）

割印

銃砲刀剣類登録証
登録記号番号第 号

備考	銘文 (裏)(表)	目くぎ穴 個	銃		砲	
			反り	長さ	種類	長さ
			・ センチメートル	・ センチメートル	全長	・ センチメートル
		口径	銃身長	銃身長		・ センチメートル

都道府県教育委員会印

平成 年 月 日交付

記載上の注意
 1 銃砲にあつては当該銃砲に年号又は番号その他の刻印がある場合には、その旨備考欄に記載するものとする。
 2 登録証を交付する都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、「都道府県教育委員会」を「都道府県の知事」とすること。

(裏)

注 意

- 一 銃砲又は刀剣類を携帯し、又は運搬する場合には、常に登録証を携帯していなければならない。
- 一 銃砲又は刀剣類を譲り渡し、貸し付け、若しくはこれらの保管の委託をし、又はこれらを他人をして運送させる場合には、常に登録証とともにしなければならぬ。銃砲又は刀剣類を譲り受け、借り受け、又はこれらの保管の委託を受ける場合も、また同様とする。
- 一 銃砲又は刀剣類とともにする場合を除いては、登録証を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。
- 一 登録証を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれが滅失した場合には、速やかにその旨を登録の事務を行う都道府県の教育委員会に届け出て登録証の再交付を受けなければならない。
- 一 銃砲又は刀剣類を亡失し、盗み取られ、若しくはこれらが滅失し、又はこれらを輸出した場合には、速やかに登録証を登録の事務を行う都道府県の教育委員会に返納しなければならない。
- 一 銃砲又は刀剣類を譲り受け、若しくは相続により取得し、又はこれらの貸し付け若しくは保管の委託をした場合には、二十日以内にその旨を登録の事務を行う都道府県の教育委員会に届け出なければならない。貸付け又は保管の委託をした銃砲又は刀剣類の返還を受けた場合においても、また同様とする。
- 一 以上の各事項に違反した場合は、法により懲役又は罰金の刑に処せられることとなる。

(用紙の規格は、縦十二・八センチメートル、横九・一センチメートルとする。)

交付上の注意 登録証を交付する場合には、登録原票に掛けて割印を押すものとし、その表面及び裏面に無色透明の薄板を装着させるものとする。

第四号様式（第八条関係）登録証再交付申請書

		登録証再交付申請書	
登録記号番号		登録証再交付申請書	
交付年月日		備考	
備考			
<p>右の登録証を平成 年 月 日 亡失し 盗み取られたから再交付を申請します。</p> <p>平成 年 月 日 滅失し</p> <p>住所 氏名</p> <p>都（道府県）教育委員会殿</p>			

記載上の注意

- 備考の欄には、種別、長さ（全長）及び銘文並びに登録証を亡失し、盗み取られ、又は滅失した事情を記載するものとする。
- 登録の事務を行う地方公共団体が特定地方公共団体である場合にあっては、「都（道府県）教育委員会殿」を「都（道府県）殿」とすること。

備考

本様式による申請書に代えて、都道府県の教育委員会が定めるところにより、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる申請を行つても差し支えない。

第五号様式（第九条関係）所有者変更届出書

都（道府県）教育委員会殿 平成 年 月 日 住所 氏名	右の 刀 剣 類 を 譲 り 受 け た から 届 け 出 ます。 火縄式銃砲等の古式銃砲	登録記号番号	種別	長さ（刀剣類） 全長（銃砲）	譲り受け、又は 相続により取得 した年月日	旧所有者の氏名	

記載上の注意

登録の事務を行う地方公共団体が特定地方公共団体である場合にあっては、「都（道府県）教育委員会殿」を「都（道府県）殿」とすること。

備考

本様式による届出書に代えて、都道府県の教育委員会が定めるところにより、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる届出を行つても差し支えない。

第六号様式（第九条関係）貸付け又は保管委託届出書

都（道府県）教育委員会殿 平成 年 月 日 住所 氏名	右のとおり 刀 剣 類 の 貸 付 け を し た か ら 届 け 出 ます。 火縄式銃砲等の古式銃砲の保管の委託	登録記号番号	貸付け又は保管委託届出書
		種別	
		長さ（刀剣類） 全長（銃砲）	
		貸付け又は保管の委託をした年月日	
		貸付け又は保管の相手方の住所及び氏名	
		貸付け又は保管委託の期間	

記載上の注意

登録の事務を行う地方公共団体が特定地方公共団体である場合にあっては、「都（道府県）教育委員会殿」を「都（道府県）殿」とすること。

備考

本様式による届出書に代えて、都道府県の教育委員会が定めるところにより、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる届出を行つても差し支えない。

第七号様式（第九条関係）貸付け又は保管委託終了届出書

貸付け又は保管委託終了届出書

登録記号番号	種別	長さ（刀剣類） 全長（銃砲）	貸付け又は保管委託 終了年月日
右のとおり 刀 剣 類 火縄式銃砲等の古式銃砲 の返還を受けたから届け出ます。			
平成 年 月 日 住所 氏名			
都（道府県）教育委員会殿			

記載上の注意

登録の事務を行う地方公共団体が特定地方公共団体である場合にあつては、「都（道府県）教育委員会殿」を「都（道府県）殿」とすること。

備考

本様式による届出書に代えて、都道府県の教育委員会が定めるところにより、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる届出を行つても差し支えない。

（奈良県の区域内に所在する文部科学省の所管に属する国有財産に係る不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令の一部改正）

第十三条 奈良県の区域内に所在する文部科学省の所管に属する国有財産に係る不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令（昭和三十八年文部省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

「同法施行令」を「国有財産法施行令」に改め、「奈良県教育委員会教育長」の下に「（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより奈良県知事が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた場合にあつては、当該事務については奈良県知事）」を加える。

（伝統的建造物群保存地区に関する条例の制定等の場合の報告に関する規則の一部改正）

第十四条 伝統的建造物群保存地区に関する条例の制定等の場合の報告に関する規則（昭和五十年文部省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「市町村の教育委員会（以下「教育委員会」という。」を「市（特別区を含む。以下この項及び次条において同じ。）町村の教育委員会（当該市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定

地方公共団体（次条第一項において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあつては、当該市町村の長」に改める。

第二条第一項中「報告は、」の下に「市町村の」を加え、「いるときは、市町村長。以下同じ」を「いるときは又は当該市町村が特定地方公共団体であるときは、当該市町村の長。以下この条において同じ」に改め、同条第二項中「報告は、」の下に「市町村の」を加える。

（重要伝統的建造物群保存地区の選定の申出に関する規則の一部改正）

第十五条 重要伝統的建造物群保存地区の選定の申出に関する規則（昭和五十年文部省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「文化財保護法」の下に「（以下「法」という。）」を加え、「市町村の教育委員会」を「市（特別区を含む。以下この条において同じ。）町村の教育委員会（当該市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあつては、当該市町村の長）」に改め、同条第六号中「保存計画」を「保存活用計画」に改める。

第二条第二号中「保存計画」を「保存活用計画」に改める。

(美術刀剣類製作承認規則の一部改正)

第十六条 美術刀剣類製作承認規則(平成四年文部省令第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「教育委員会」の下に「(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた都道府県にあつては、当該都道府県の知事。次項において同じ。)」を加える。

(登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則の一部改正)

第十七条 登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則(平成八年文部省令第二十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第五号、第六条第五号並びに第八条第五号及び第六号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

第十条の見出し中「き損」を「毀損」に改め、同条中「き損し」を「毀損し」に改め、同条第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同条第七号から第十号までの規定中「き損」を「毀損」に改める。

第十一条第一項第四号、第十四条第五号及び第二十一条第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

（登録有形民俗文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則の一部改正）

第十八条 登録有形民俗文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（平成十七年文部科学省令第八号

）の一部を次のように改正する。

第五条第五号、第六条第五号並びに第八条第五号及び第六号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

第十条の見出し中「き損」を「毀損」に改め、同条中「き損し」を「毀損し」に改め、同条第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同条第七号から第十号までの規定中「き損」を「毀損」に改める。

第十一条第一項第四号及び第十四条第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

第十七条第二号中「き損して」を「毀損して」に、「き損する」を「毀損する」に、「き損の」を「毀損の」に改め、同条第四号中「現状の変更」を「現状変更」に改める。

第二十条第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

（登録記念物に係る文化財登録原簿、標識等の設置の基準及び届出書等に関する規則の一部改正）

第十九条 登録記念物に係る文化財登録原簿、標識等の設置の基準及び届出書等に関する規則（平成十七年

文部科学省令第九号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号、第八条第五号及び第九条第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

第十三条の見出し中「き損」を「毀損」に改め、同条第一項中「き損し」を「毀損し」に改め、同項第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同項第七号から第十二号までの規定及び同条第二項中「き損」を「毀損」に改める。

第十六条第六号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同条第十一号中「き損」を「毀損」に改める。

第二十一条第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

(重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則の一部改正)

第二十条 重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則(平成十七年文部科学省令第十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「の保存」の下に「及び活用」を加え、「文化的景観保存計画」を「文化的景観保存活用計画」に改め、同条第二項中「文化的景観保存計画」を「文化的景観保存活用計画」に改め、同項第二号、第五号及び第七号中「保存」の下に「及び活用」を加える。

第二条第一項中「市町村」を「市(特別区を含む。以下同じ。)町村」に改め、同項第六号中「文化的

景観保存計画」を「文化的景観保存活用計画」に改める。

（文部科学省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則の一部改正）

第二十一条 文部科学省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則（平成二十年文部科学省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「市町村の教育委員会」を「市（特別区を含む。以下この条において同じ。）町村の教育委員会（当該市町村が文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあっては、当該市町村の長）」に改める。

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。